

## 事業内容の決定への反映

評価書が確定し公告・縦覧が終わると環境アセスメントの手続は終了します。

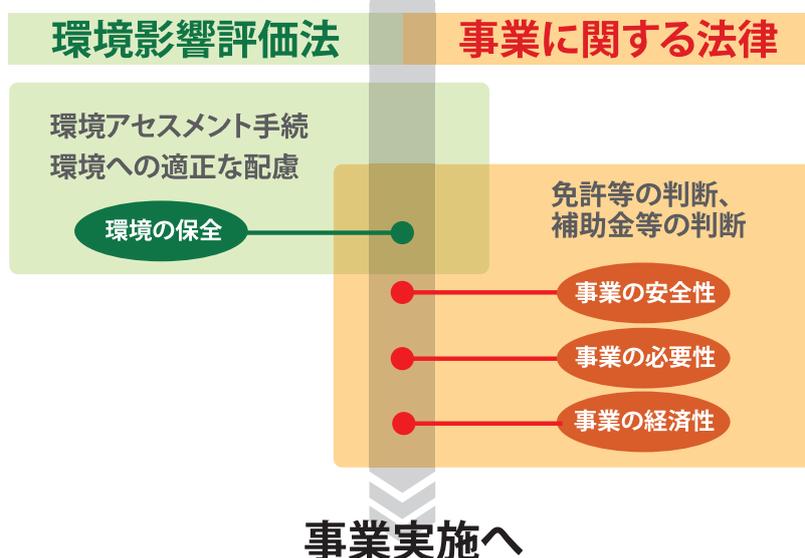
しかし、環境アセスメントが行われることが目的ではなく、その結果が実際の事業計画に反映されることが重要です。

環境影響評価法の対象となる事業は、国などの免許等を受けたり、国の補助金等を受けたりして行う事業や、国が自ら行う事業などです。つまり、事業を行ってよいかどうかを、行政が最終的に決定できます。

しかし事業に関する法律（道路法、鉄道事業法など）に基づく免許等の付与や補助金等の交付の判断に当たっては、事業が環境の保全に適正に配慮しているか否かについて審査されていない場合があります。

そこで、環境影響評価法では、環境の保全に適正に配慮されていない事業については、免許等や補助金等の交付をしないようにするなどの規定を設けています。

## 事業のプロセス



### トピック6 情報交流の拡充

様々なところにある環境に関する情報を有効活用するためには、事業者が事業計画についてきめ細かく丁寧に情報提供し、多くの住民の方々などから環境情報を収集するような情報交流がとても重要になります。

法改正前の環境アセスメント手続では、事業者による環境影響評価図書の内容の説明会は準備書段階でのみ義務付けられていました。しかし、図書の分量が多く、内容も専門的になっていること等を踏まえ、改正法では方法書段階での説明会が義務付けられました。これにより、地域住民など環境保全の見地からの意見のある人は、調査・予測・評価の実施前に事業者からの説明を受けることができるようになりました。

また、インターネットを利用した環境アセスメント図書の公開を義務付け、より多くの方々からの意見提出が期待できるような仕組みとなっています。

適切な情報交流は、環境情報の収集に役立つだけでなく、事業の意思決定にあたっての合意形成にも効果があるものと見込まれます。